

倉敷市立連島東小学校 P T A 会 則

第 1 条 本会は、倉敷市立連島東小学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 条 本会は、会員の教養の向上と親睦を図り、連島東小学校の教育の進展に努め、児童の幸福を増進することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の教養の向上に関する事。
- (2) 教育的環境の整備に関する事。
- (3) 校外の生徒指導に関する事。
- (4) その他、目的達成のために必要な事。

第 4 条 本会は、前条の事業を遂行するため、次の専門部会を置く。
補導部、事業部、文化部、学級部
交通安全母の会

第 5 条 本会は、本校児童の保護者ならびに本校職員をもって組織する。

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長…………… 1 名
 - (2) 副会長…………… 若干名
 - (3) 監 事…………… 若干名
 - (4) 庶務・会計……… 2 名
 - (5) 常任委員……… 地区選出役員と学級選出役員の部長、副部長、会長、副会長で構成
 - (6) 評議員…………… 地区選出役員と学級選出役員で構成
- その任期は、(1)～(4)は2年以上とし再任を妨げない。
(5)～(6)は1年とし再任を妨げない。

第 7 条 本会の役員は、次の方法によって選出する。

- (1) 会長・副会長・監事は、前年度の選考委員で選考し、新年度の役員で推薦し、総会において承認する。
- (2) 庶務・会計は、会長が委嘱する。
- (3) 常任委員は、評議員会において互選する。
- (4) 評議員は、各地区、および学級において選出する。

第 8 条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を統轄する。
- (2) 副会長・監事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
尚、監事は会計監査を行う。
- (3) 庶務・会計は、庶務および会計を処理する。
- (4) 常任委員は、常任委員会を構成して、会務の執行に当たる。
実態にあっていない事項や緊急やむを得ざる事項等については、審議し処理することができる。
- (5) 評議員は、評議員会を組織し、会務を議決する。
尚、専門部会の部員となる。
- (6) 監事常任委員が事故あるときは常任委員会で協議し、評議委員会の承認をもって、解任・交代することができる。

第 9 条 校長を顧問とする。顧問は、本会の重要事項に参画する。

第 10 条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会
 - 本会最高の議決機関であり、毎年1回、会長が招集し、会則の制定改正、予算・決算の承認、役員選出、その他重要事項を付議する。但し、必要に応じ、臨時に開催することができる。
 - 総会は、会員の5分の1（委任された方を含む）以上の出席がなければ開くことができない。
 - 総会の議長は、総会において選出する。
- (2) 常任委員会・評議員会は、必要に応じて会長が招集し、議長は副会長が専任する。

○ 常任委員会・評議員会は、2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 第11条 本会の経費は、会費、事業収入、寄附金、その他による。
- (1) 会費は、児童および学校職員1人につき、月額400円（R7年度より）とする。
 - (2) 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- 第12条 本会則は、昭和51年7月16日から施行する。
- 昭和53年4月22日 一部改正し、施行する。
- 昭和54年4月28日 一部改正し、施行する。
- 昭和59年4月21日 一部改正し、施行する。
- 昭和63年4月23日 一部改正し、施行する。
- 平成3年4月21日 一部改正し、施行する。
- 平成4年4月25日 一部改正し、施行する。
- 平成9年4月19日 一部改正し、施行する。
- 平成10年4月18日 一部改正し、施行する。
- 平成14年4月19日 一部改正し、施行する。
- 平成18年4月22日 一部改正し、施行する。
- 平成19年4月21日 一部改正し、施行する。
- 平成20年4月19日 一部改正し、施行する。
- 平成24年4月20日 一部改正し、施行する。
- 平成28年4月25日 一部改正し、施行する。
- 平成29年4月25日 一部改正し、施行する。
- 平成30年4月27日 一部改正し、施行する。
- 平成31年4月22日 一部改正し、施行する。
- 令和3年4月23日 一部改正し、施行する。
- 令和5年4月22日 一部改正し、施行する。
- 令和6年4月20日 一部改正し、施行する。
- なお、本会の会務の実施にあたっては、細則で決める。
- 細則については、常任委員会、もしくは評議員会で改正することができる。

実 施 細 則

- 第1条 常任委員、および評議員の数は、次の通りとする。
- (1) 常任委員：各部の正副部長8名、交通安全母の会正副会長2名
 - (2) 評 議 員：地区委員18名、各学年から3名～5名
 - 学級数によって評議員の数は、変更することができる。
 - 地区選出役員の選出は、原則として全世帯に対する地区世帯数の比率による。また、世帯数の増減に合わせて、地区の合併や選出人数の増減も行うものとする。
 - 補導部及び事業部の部長、副部長は、原則として、次の輪番表をもとに各地区より選出するものとする。
 - 部長、副部長は、毎年、右に一つずつずれていくものとする。

令和7年度	合計 人数	大江	サニー	若草	矢柄	矢住	亀新	コモン	茂浦 富崎
地区選出役員数	17	2	2	4	2	2	3		2
補導部 正・副部長 輪番	2	副	→			長	→		
事業部 正・副部長 輪番	2			長	副	→			

令和7年度より ※ 12クラスとして算出

	選出枠	人数	大江	サニー	若草	矢柄	矢住	亀新	コモン	茂浦 富崎
補導部	地 区	7	1	1	1	1	1	1		1
事業部	地 区	10	1	1	3	1	1	2		1
文化部	学 級	6								
学級部	学 級	10								
交通安全母の会	学 級	10								

少年をまもる母の会	三 役									
ベルマーク集計補助	三 役									

※令和6年度よりコモンシティの地区役員については、免除とする。

- 第2条 (1) 会長、副会長、監事の選考を行うときは、地区で選出し、三役選考委員会で承認する。
(2) 令和6年度より三役選考委員会の委員の数は、8名（大江、若草、茂浦・富崎、サニータウン、亀新、矢住、矢柄、学校）とし、その選出は評議員会による。

第3条 本会則第8条により、常任委員の主な会務分掌を次の通り定める。

- (1) 補導部 (地区) … 善行奨励、非行化防止、交通指導
- (2) 事業部 (地区) … 会の収益事業
- (3) 文化部 (学級) … 保健・衛生、給食の円滑な推進、会員の研修・親睦
ベルマークの仕分け・集計
- (4) 学級部 (学級) … 学級・学年の連絡調整、「つらひがし」の編集・発行
- (5) 交通安全母の会 (学級) … 別途会則を設け、活動は会則に則り実施する。
- (6) 少年をまもる母の会 (三役) … 研修会参加、広報啓発

第4条 学級選出役員の選出は、紙上投票とする。
学級児童名簿を配付して2名に○印を付ける。
各学級最多得票者を選出する。
開票は三役と学校代表者立会いのもとで行う。
選出された委員は、評議員とする。

片方のクラスに立候補者が多数いる場合などは、学級の枠にとらわれず、学年から3～5名選ぶことができるものとする。

- ※ P T Aの役（地区選出役員・学級選出役員）を2年連続した者（たとえば、学級選出役員を2年連続した人とか、学級選出役員1年と地区選出役員1年を続けてした者とか）を次年度は選出しない。但し、各地区の事情や取り決めがある場合は、この限りではない。
- ※ 活動実績が認められない場合は、常任委員会で協議し、次年度も選出の対象とする。
- ※ 学級選出の委員は児童1名につき1回の選出対象とする。ただし、学級選出役員への立候補者は、その限りではない。
- ※ 三役(会長、副会長、監事)を2年以上経験した者及びその家族は、その後、経験した年数と同じ期間、地区選出役員及び学級選出役員として選出しない。
- ※ 常任委員を1年以上務め、かつ連続して三役を1年以上経験した者及びその家族は、その後、経験した年数と同じ期間、地区選出役員及び学級選出役員として選出しない。但し、各地区の事情や取り決めがある場合は、この限りではない。
- ※ 各学年の児童数や学級数の減少が著しいため、学級選出役員の数を、令和6年度より6年生は3名とし、令和7年度は、5年生・6年生が3名となるように、上の学年から段階的に学級選出役員の数を3名に減らしていくものとする。ただし、その時の実情によって変更を可能とする。

第5条 少年をまもる母の会は、学級選出役員ではなく、三役が兼務する。

第6条 P T A会費は、前後期に分けて徴収する。徴収は金融機関の自動振替とする。

第7条 本細則は、昭和51年7月16日から施行する。

平成	8年4月	1日	一部改正し、施行する。
平成	9年4月	1日	一部改正し、施行する。
平成	12年4月	1日	一部改正し、施行する。
平成	13年4月	1日	一部改正し、施行する。
平成	14年4月	17日	一部改正し、施行する。
平成	18年4月	1日	一部改正し、施行する。
平成	19年4月	1日	一部改正し、施行する。
平成	20年4月	1日	一部改正し、施行する。
平成	24年4月	20日	一部改正し、施行する。
平成	25年4月	19日	一部改正し、施行する。
平成	26年4月	18日	一部改正し、施行する。
平成	28年4月	25日	一部改正し、施行する。
平成	29年4月	25日	一部改正し、施行する。
平成	30年4月	27日	一部改正し、施行する。
平成	31年4月	22日	一部改正し、施行する。
令和	2年4月	22日	一部改正し、施行する。
令和	3年4月	23日	一部改正し、施行する。
令和	5年4月	22日	一部改正し、施行する。
令和	6年4月	20日	一部改正し、施行する。
令和	7年4月	19日	一部改正し、施行する。

付 則： 細則の外、別に慶弔規定を定め、必要に応じて常任委員会で改正する。

第1条 倉敷市立連島東小学校PTAの経費をもって支弁する。慶弔費はこの規定による。

第2条 会員および配偶者死亡の場合は、金5,000円を香料として支出し、別に生花1基か花環一对を供える。（教職員の親等者の場合も含む）

但し、教職員が死亡した場合は、常任委員会の決議により、この額を越えて支出することができる。

第3条 児童死亡の場合は、金5,000円を香料として支出し、別に生花1基か花環一对を供える。

第4条 児童が1週間以上入院した場合は、金3,000円相当の見舞品をもって代表者が見舞う。

第5条 教職員が転退職の場合の餞別は、在職年数×金1,000円とする。
（端数月は、切り上げて1年とする。在職年数とは本会費を納めた期間をいう。）
ただし、在職期間が1年以上4年に満たない場合は、金3,000円とする。
在職期間が4年以上6年に満たない場合は、金5,000円とする。
また、在職期間が1年に満たない場合は、金2,000円とする。

第6条 この規定による場合のほか、必要のある時は、常任委員会の決議による。

第7条 会員が次の事項に該当する者に対して、倉敷市PTA表彰へ内申する。

- (1) 幼稚園・小学校において（または通算して）5年以上、会長・副会長・監事の役職にあった者。
- (2) 幼稚園・小学校において（または通算して）3年以上、会長・副会長の役職にあった者。

第8条 この規定の改正は常任委員会の決議による。

この規定は、昭和52年5月27日より実施する。
昭和57年4月1日より一部改正し、実施する。
昭和63年4月1日より一部改正し、実施する。
平成 3年4月1日より一部改正し、実施する。
平成 8年4月1日より一部改正し、実施する。
平成19年4月1日より一部改正し、実施する。
令和5年4月22日より一部改正し、実施する。
令和7年4月19日より一部改正し、実施する。

第1条 本校PTA会員で次の事項に該当する者に対して、連島東小学校PTA表彰をする。

- (1) 本校PTAにおいて、常任委員の役職を通算して3年以上務めた者。
- (2) 本校PTAにおいて、常任委員の役職を1年以上務め、会長、副会長、監事のいずれかの役職を1年以上務めた者。
- (3) 本校PTAにおいて会長、副会長、監事のいずれかの役職を、連続して2年以上務めた者。

第2条 第1条の該当者には、退任した翌年度のPTA総会で新年度PTA会長名をもって表彰し、「金1,000円×在職年数」相当の記念品を贈呈するものとする。ただし、表彰の可否については、在職期間中の各行事・会議等の出席率をみてPTA会長等が判断する。

第3条 表彰は、連島東小学校PTAの経費をもって支弁する。

第4条 この規定の改正は、常任委員会の決議による。

この規定は、平成 2年4月19日より実施する。
平成 3年5月13日より一部改正し、実施する。
平成19年4月 1日より一部改正し、実施する。
平成24年4月20日より一部改正し、実施する。
令和 6年4月20日より一部改正し、実施する。